

長 ま 企 号  
令和5年10月25日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道長万部町長 木幡 正志

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和5年10月13日付け環境第664号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1. 意見照会対象図書

（仮称）黒松内町風力発電事業 計画段階環境配慮書

2. 意見

事業計画においては、地域住民及び関係自治体等に対し事業内容や事業が及ぼす影響などについて情報提供と丁寧な説明を行い、理解を得るとともに、周辺の環境保全について配慮しながら事業計画を進めていくこと。



（まちづくり推進課企画係）

寿企風力号  
令和5年11月6日

北海道知事 鈴木直道様

寿都町長 片岡

春雄



計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和5年10月13日付け環境第664号により意見照会のありました「(仮称)黒松内町風力発電事業 計画段階環境配慮書」について、当町が環境保全の見地からの意見は別紙のとおりですので、知事意見への反映をしていただきたく思いますので、よろしくお願い申し上げます。

担当

寿都町公営企業

企業管理課風力発電事業係

TEL 0136-62-2601

環境生活部環境局環境政策課  
- 5.11.-9 収受

第441-1号

(仮称) 黒松内町風力発電事業計画段階環境配慮書についての寿都町長の意見

- (1) 環境影響評価を行う過程において、項目及び評価手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査及び予測、評価を行うなどの適切な対応を行うこと。
- (2) 環境影響の予測にあたっては、できる限り定量的な手法を用いること。
- (3) 方法書以降においては、眺望対象の視認の状況等について現地調査を行うとともに、フォトモンタージュの作成を行い、景観への影響の程度を適切かつ客観的に予測を行うこと。
- (4) 必要に応じて、関係機関と充分に協議を行うとともに、積極的な情報提供を行うこと。

黒企号  
令和5年11月13日

北海道知事 鈴木直道様

黒松内町長 鎌田



計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和5年10月13日付け環境第664号で照会のありましたこのことについて、別紙のとおり意見書を提出いたします。

黒松内町企画環境課 担当：江戸  
電話：0136-72-3376  
E-mail:kikaku@town.kuromatsunai.hokkaido.jp

環境生活部環境局環境政策

-5.11.15 収受

第441-2号

## 別紙

### 「(仮称) 黒松内町風力発電事業 計画段階環境配慮書」に関する 黒松内町長意見

- 1 事業実施にあたっては、地域住民や自治体等への十分な情報提供と丁寧な説明を行い、理解を得ながら事業を進めること。また、今後の調査、予測及び評価にあたっては、最新の国内外の知見の収集に努め、専門家等から助言を得るなどして、その内容を踏まえ、自然環境及び生活環境の保全に十分配慮し、慎重かつ丁寧な環境影響評価を実施すること。
- 2 風力発電事業にあたって、整備期間中の動植物の生息環境は常に変化することから、適切な保全や対応に努めること。
- 3 事業実施想定区域は、「北海道水資源の保全に関する条例」に基づく水資源保全地域であり、黒松内町民の飲用水の水源地である賀老川の上流部に位置する。また、水源かん養保安林等が存在していることから、関係機関等と調整の上、河川・沢筋等の自然環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。  
また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備の配置等を検討する際には、土地の改変量を可能な限り抑制し、水資源への影響を回避又は極力低減すること。
- 4 事業実施想定区域から2キロメートルの範囲に約90戸の住宅等が存在する。  
稼働時の風力発電設備の騒音や影による生活環境への影響が懸念されるため、風力発電設備の設置場所及び機種選定については、騒音や低周波並びに影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。
- 5 配慮書260ページの表4.3-29において、黒松内岳山頂からの眺望は「圧迫感も強くなる」程度とされており、特に寿都湾への眺望が大きく阻害されることが見込まれる。日本海と太平洋を同時に眺望するという全国的に稀な黒松内岳の特徴に多大な影響が生じ、黒松内岳登山の魅力が減少する事が危惧され、観光業への悪影響を与えるものと考える。  
また、黒松内町役場からの眺望では、「比較的細部までよく見えるようになり、気になる圧迫感は受けない」程度とされているが、眺望点周辺住民の日常的感覚では見慣れた風景が大きく変容する事により圧迫感、違和感を強く感じると推測される。

262ページ、「(b) 評価結果」「①主要な眺望点及び景観資源の改変の有無」において、「事業実施想定区域内には、景観資源及び主要な眺望点は存在しないことから、事業の実施により直接的な改変を受ける可能性はないと考えられるため、重要な環境影響はない」と評価する」とあるが、事業実施想定区域内にある黒松内岳は黒松内町民のシンボルであり、町が平成7年に策定したブナ里景観ガイドプランで黒松内岳周辺は自然環境保全地域として保全・活用を図ると規定している。

6 本町は、景観法に基づく景観行政団体であり、平成21年に策定した黒松内町景観計画で新たな工作物の建設は原則高さ13メートル以下と規定している。(ただし、機能上やむを得ない場合を除く)

近年、本町各所で大型の風力発電事業の計画があり、町民のシンボルである黒松内岳周辺への計画もあるため、町では町長の諮問機関である黒松内町ふるさと景観審議会に対し、黒松内町景観計画における風力発電設備の位置づけについて諮問。令和5年11月10日付で風力発電設備の設置については、市街地区域及び黒松内岳周辺を除く地域では景観計画の高さ等の規定を適用しないとする内容の答申を受けた。

今後、町では景観計画を見直す予定で、その場合、今回の事業実施想定区域は行為の制限のエリアとなり、高さ等の規定が適用されることを申し添える。